

10月から上下水道料金に変更になります

照 会 上下水道課 ☎0537-1127

下表のとおり、A地区は2月請求より、B地区は1月請求より新料金となります。なお、令和元年10月1日以降、新たに使用を開始する場合は、その時点から新料金となります。

・A地区(池新田、高松地区)

料金	旧料金	新料金
検針月	11月	1月
請求月	12月	2月
税率	8%	10%

・B地区(佐倉、比木、朝比奈、新野、御前崎、白羽、港、菊川市と牧之原市の一部)

料金	旧料金	新料金
検針月	11月	12月
請求月	12月	1月
税率	8%	10%

1カ月当たりの水道料金

・増税前(消費税率8%)

口径	基本水量	基本料金	1㎡当たり 超過料金	加入金
13	10㎡	972	140.4	43,200
20	10㎡	1,026	145.8	54,000
25	10㎡	1,026	145.8	64,800
30	10㎡	1,080	151.2	86,400
40	10㎡	1,080	151.2	129,600
50	10㎡	1,134	156.6	216,000
75	10㎡	1,134	156.6	432,000
100	10㎡	1,188	162.0	648,000
150	10㎡	1,242	167.4	1,080,000
200	10㎡	1,242	167.4	1,404,000
船舶給水		0	237.6	0
臨時		0	167.4	加入金の 1/2

・増税後(消費税率10%)

口径	基本水量	基本料金	1㎡当たり 超過料金	加入金
13	10㎡	990	143.0	44,000
20	10㎡	1,045	148.5	55,000
25	10㎡	1,045	148.5	66,000
30	10㎡	1,100	154.0	88,000
40	10㎡	1,100	154.0	132,000
50	10㎡	1,155	159.5	220,000
75	10㎡	1,155	159.5	440,000
100	10㎡	1,210	165.0	660,000
150	10㎡	1,265	170.5	1,100,000
200	10㎡	1,265	170.5	1,430,000
船舶給水		0	242.0	0
臨時		0	170.5	加入金の 1/2

1カ月当たりの下水道使用料

・増税前(消費税率8%)

基本料金	10㎡まで	864
超過料金	1㎡当たり	86.4

・増税後(消費税率10%)

基本料金	10㎡まで	880
超過料金	1㎡当たり	88.0